

選挙運動費用の公費負担制度を導入します

公職選挙法の改正(令和2年12月施行)により、町議会議員選挙・町長選挙でも選挙運動費用の公費負担が可能になったため、伯耆町は「伯耆町議会議員及び伯耆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を制定しました。

これに伴い、令和3年1月執行予定の伯耆町長選挙、令和3年4月執行予定の伯耆町議会議員一般選挙から、選挙運動費用の公費負担制度を導入します。

《公費負担制度とは》

資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を保持するようにするため、一定の範囲内で立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

これにより、候補者の経済的負担が減り、立候補しやすい環境が整いました。

《対象となる選挙》

伯耆町議会議員一般選挙、伯耆町長選挙

《公費負担について》

- ・ 通常候補者が負担する、選挙運動用自動車の使用・選挙運動用ビラの作成・掲示場用ポスターの作成に係る費用を、一定の金額を限度として公費で負担します。
- ・ 今回の法律改正で、町議会議員一般選挙について、供託金制度が導入されます。その金額は15万円で、供託物没収点に達する得票を得られないと公費負担は受けられません。
- ・ 町が負担する公費は、立候補者に直接支払われるのではなく、ポスターの作成などの業務を候補者と契約した業者等に対して支払われます。

《公費負担の対象と限度額》

1 選挙運動用自動車の使用

契約の種類・内容など		1日当たり限度額
①一般運送契約 (ハイヤー・タクシー利用)	選挙運動用自動車として使用するため、ハイヤーやタクシーによる運送契約をした料金	64,500円
②その他の契約	ア 自動車借入契約 (レンタカー利用)	選挙運動用自動車としてレンタカーを利用した料金
	イ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
	ウ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転手に対し支払う報酬

※①と②の契約は、どちらかの選択となります。最大で1日当たりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。

2 選挙運動用ビラの作成

内容	作成限度枚数	1枚当たり限度額
選挙運動用ビラの作成費用	議員 1,600枚 町長 5,000枚	7円51銭

※限度額を定額で負担するものではなく、限度額の範囲内で実際に要した費用を負担します。

3 掲示場用ポスターの作成

内容	作成限度枚数	1枚当たり限度額
掲示場用ポスターの作成費用	掲示場数 (令和2年12月現在、97箇所)	1,000円

※限度額を定額で負担するものではなく、限度額の範囲内で実際に要した費用を負担します。

問い合わせ先

伯耆町選挙管理委員会事務局 TEL:0859-68-3111